

大分県医労連 第36回中央委員会を開催しました！！



杉本執行委員長 団結張ろう！！

大分県医労連は、2月4日（日）別府亀の井ホテルでハイブリッド形式で第36回中央委員会を開催し、代議員13名、役員、来賓含む計30名が参加しました。杉本委員長から「日頃より、各単組支部での活動に尽力くださり感謝申し上げます」とお礼のあいさつから「勤務や家庭の事情により各種会合には参加できないことも多く、顧問、執行部の皆さんにはご迷惑をお掛けし申し訳ないと感じています。今回も家庭の事情で参加を見送る予定でしたが、皆様とこうしてお会いできたことに大変嬉しく、ほっとしているところがあります」と育メンパパの心情がチラリと映りました(๑˘з˘๑)「医療を取り巻く現場は、取り分け厳しさを増しています。増えない人員、上がらない賃金、業務過多の三重苦にコロナやインフルが追い打ちを掛ける状況がもう長い間続いています。組合活動もコロナ禍に於いて思うような活動ができなかったのではないのでしょうか？しかし組合のメリットを感じられれば必ず人は増えると思います。今、何が求められているのか？！各役員には、是非現場の声に丁寧に耳を傾けながら情報収集を行い、しっかりと仲間を守る活動に取り組んで貰いたいと思います」と挨拶されました。学習会では、日本医労連共済の高柳様を講師にお迎えし、『医労連共済 de なかま増やし、共済の魅力を知り、組織拡大につなげよう』を学びました。

時間の関係で、各単組支部からの発言はできませんでしたが、代表で全医労西別府支部の代議員からストライキ批准投票の結果、過半数を割った場合どうなるのか等の危機と重要性の発言がありました。過去の先輩たちが勝ち取ってくれた権利、当たり前であった労働組合、何も変わらないじゃないんだ！言い続けることが重要、大切と思い出させてもらった中央委員会でした。午後からは、“組織拡大強化対策会議”を行い、たっぷり学習した一日でした。皆さま大変お疲れ様でした！！

検索！

<http://oita-irouren.net/>

労働組合とはなんぞや？

さあ始まりました「24春闘！！」
「要求前進実現を執行させるため」
全国で一丸となって奮闘しましょう！！
と日本医労連中央委員会で意思統一
されました。

中々一人では要求することは、難しいです。労働組合があれば、その労働組合に加入して、業務改善、賃上げ等の要求ができます。

これは労働組合として当たり前前の権利です。

その権利とは、憲法第28条で保障されている「労働三権（団結権・団体交渉権・団体行動権）があります。

その中でもストライキを行う「団体行動権」（スト権）、近年世界・全国的にもストライキを実施する労働組合が増えています。公益事業に関する事業は、争議予告通知書を労働委員会と都道府県の知事宛に提出しなければなりません。もちろん私たち労働組合も提出し準備をします。その前に労働組合は、組合員によりスト権投票を行わなければなりません。過半数以上により決定することができます。準備ができたら団体交渉（団交）に向けての準備を始めましょう！！

共に頑張るぞ！次回へ